# 風連町・名寄市合併協議会 第9回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年9月13日(月)午後6時~ 会 場 風連町役場 3階大会議室

### 1. 開 会

石王事務局長:皆さん、おばんでございます。

定刻になりましたので、ただいまから第9回合併協議会基本項目等検討小委員会を開催 をさせていただきます。

尚、本日の委員会に名寄市の委員であります黒井委員、山崎委員、木賀委員が都合により欠席というご連絡をいただいております。

尚、今幹事長でありますけれども、会議が重なっておりまして、30分ないし40分程 度遅れて、こちらの方に参るということになってございます。

いずれにいたしましても小委員会の規定によりまして、過半数の委員が出席ということでございますので、ただいまから会議を開催をいたします。

会議の進めにつきましては、福光委員長、よろしくお願いいたします。

# 2.委員長挨拶

福光委員長:皆さん、おばんでございました。お忙しいところ、大変ご苦労さまでご ざいます。

第9回目の基本項目等検討小委員会をただいまより開催致しますが、いよいよ具体的な 検討をしなければならない課題に入ってきておりまして、前回も幾つかの課題につきまし て皆様方の合意をいただきました。

ただ、地方税の取扱いについては継続という形にさせていただいております。今日も継続の中で1番目に地方税の取扱いが上がっておりますけれども、前回のこの委員会できちっと幹事長の方から、或いは幹事会の方から説明ができるような状況にしていただきたいというご意見もございましたので、今日のところは幹事長が出席してから、時間を見計らいながら地方税の取扱いについては説明をしていただき、そしてお互いに共通認識を持ちたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

いずれにしても11月或いは12月の住民説明会までに、さまざまな課題を協議して結論を出さなければなりませんので、皆様方の活発なご意見をいただきながら合意を見たいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

### 3.議事

福光委員長:それでは、皆様方に前回あらかじめ資料は送ってもらいたいというご意見がございましたので、今回事前に皆様方に資料をお配りしてございました。その中には短大の概要と改装計画という資料も出しております。皆様方、目を通していただいていると思いますが、このことについては若干事務局の方から説明をいただいて、ご理解をいた

だきたいと考えております。

それから、前回皆様方のお手元に住民説明会の報告書がお配りされていると思いますけれども、このことにつきましても、もう既に目を通し、風連側の住民あるいは名寄市側の住民からどういった意見があったのか、それをお読みいただいていると思いますので、住民説明会の概要ということにつきましては、皆様方にもう既にご理解をいただいていると思います。何か疑問がありましたら、事務局に直接お尋ねをいただければと思います。この場では住民説明会の詳しい内容については、議論を省かせていただきたいと思います。

それでは、協議項目に入る前に、市立名寄短期大学の概要と改装計画について若干説明 をいただいてから進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中西事務局次長:おばんでございます。

お送りいたしました市立名寄短期大学の概要と改装計画ということで、資料に基づきま して簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

お送りいたしました資料の、新しい大学の基本理念につきましては、地域社会から信頼される大学、保健・福祉・医療の現場と地域に貢献する大学、学生中心の大学ということで、3つ挙げております。

教育方針としましては、保健・福祉・医療を総合的に学び高度な職業人の育成を目指す と、こういう教育方針をはじめとして6点にわたって記載をしてございます。

次、設置構想の概要でございますけれども、設置者は北海道名寄市でございまして、大学名は仮称ですが市立名寄大学、設置年度は合併と同じ平成18年の4月開学予定でございます。

学部ですけれども、まだ仮称と書いてございますが、保健・福祉学部としまして、看護学科50人、栄養学科50人、福祉学科50人、ここまでが4年制でございます。その下に書いてございますが、既設大学等の状況ということで、幼児教育科50人につきましては、短期大学ということになります。下の方に大学の案がございますけれども、全てそろいますと700名の学生規模になります。

次に、収支の試算の総括表ということでございますけれども、平成15、16に赤字が出てございますが、大学の設置者といたしまして、支出の方に、人件費のすぐ下に公債費というところがございますが、ここで1億4,800万ほど、平成16年度につきましては支出しておりますけれども、その内、交付税で来ているのが3,600万ほどと記載がございます。概ね設置者として負担すべき公債費と、交付税で入ってくる部分の差が、赤字の大きなものでなかろうかと思います。

それで、平成18年度から学生が入ってまいりまして、順次1年ごとに学生数が増えてまいりまして、平成21年度に学生がそろった段階で黒字になってくるというふうに、表をご覧いただければと思います。

今回、一般職の取扱いという協議の中で、この資料の要求がございまして、5ページに書いてございますけれども、歳出の中で人件費というところがございます。教員の配置につきましては、学年の入学進行に合わせて整備するということでございまして、平成18年から20年にわたりまして、順次教員数を増やしていく計画でございます。あとは資料

をご覧いただきたいと思います。事務局からの説明は以上でございます。

福光委員長:今、事務局から説明をいただきました。このことにつきましては、あとで資料をしっかりと見ていただいて、それぞれがご理解をいただければよろしいかと思っておりますので、質疑は無しということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、継続協議項目の審議について入らせていただきたいと思います。

先程申し上げましたように、地方税の取扱いについては後段にしたいと考えております。 2番目の国民健康保険事業の取扱い、C - 6ですけれども、このことについて、まず事 務局から説明をいただきたいと思います。

また、ちょっとここで訂正ですけれども、一番下のですね。 の中で保険給付事業及び保険事業の最後の保険事業の「険」ですが、健康の「健」に直してください。

はい、それでは事務局、説明お願いします。

中西事務局次長:前回違い等について、概略の説明をさせていただきました。前回の委員会で今回から幹事会の方で、ある程度方針について決めて提示してくださいということだったものですから、今日お配りしました資料に基づきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

今日お配りしました幹事会提案という資料の2番、国民健康保険事業の取扱い、協定項目C-6というところでございます。

国民健康保険税につきましては目的税であるため、国保加入者全体の給付額、医療費等を推計し、それに見合った保険料を決定していますということでございます。風連町と名寄市の合併は17年度末、平成18年3月に予定していることから、17年度は両市町の制度のままとします。18年度においては、新市において国民健康保険運営協議会を新たに設置することになりますので、国民健康保険事業全体の答申を受けて、新市の議会で議決され事業が決定されることになります。

従って、事業の統一は19年度からとなりますが、保険給付事業及び検診等の保健事業 は加入者の健康向上を図ることから、加入者にとって有利な名寄市の例を基本に調整する という考え方でございます。

それで、協議いただく提案事項の一つ目として、国民健康保険税の税率及び賦課方式は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度及び翌年度においては、それぞれ現行のとおりとする。尚、新市において国民健康保険税運営協議会を設置し、新たな保険税率の検討を行うものとする。二つ目として、保険給付事業及び保健事業については、加入者負担の少ない方に統一する、こういう提案でございます。

福光委員長:事務局から今、国民健康保険事業の取扱いについて説明ありましたけれ ども、説明で十分ご理解をいただけましたでしょうか。質疑あるいはご意見ありましたら 発言をいただきたいと思いますけれども、ございませんか。

はい、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員: 名寄の斉藤です。

前回の説明に引き続き、今回幹事会の方向ということで今、提案をごくごく簡単に説明をされたわけであります。

そこで、改めて幹事会提案の と の問題なのですけれども、もう少しく具体的にお願いをしたいと。例えばこの1、2の前に加入者にとって有利な名寄市の例を基本に調整をすると。これは具体的に、これとこれとこうなのですという部分も含めてご説明をいただきたいと思います。

福光委員長:前回、9月1日に委員会が開かれた際に、皆様方のお手元に資料を差し上げておりますが、その中で出ていますね、資料ありましたね。それを見ながら説明を受けていただきたいと思います。

それでは、事務局よろしいですか。準備できましたら説明をしてください。

得能事務局参事:それでは私の方から、この問題につきましては、前回の第8回、9月1日に行われました基本項目等検討小委員会並びにその前の、一番最初は7月29日の基本項目等検討小委員会の中で、国民健康保険事業の取扱いについてということで主に両市町の税の違い、或いは給付内容の違いについてご説明をいたしました。

一つには、 番の国民健康保険税の税率及び賦課方式という点でありますが、前回の委員会でもお話をしましたとおり、この国民健康保険税が最初から一定の医療費推計をもとに算出をされて、そういう意味では答えを持っている税金でございまして、一般の地方税のように集まった税金の中でいろいる事業をやるということではなくて、先に答えが算出をされているということで、現在両市町には、一つにはこの国民健康保険税を構成をいたします所得割に差がございます。

それから、資産割の税率にも、均等割、平等割それぞれ両市町間で差のあるところでありまして、それぞれ例えば所得割であれば、風連町の方が8.2%で名寄市が9%ということで、ここでは風連町の方が税率が低いということになります。資産割でいけば、風連町が7.1%で名寄市が1.5%ということでありますから、ここでは名寄市の方が低いという形になります。均等割、被保険者 1人当たりに課税をされる分でありますけれども、ここが2万7,000円と2万3,000円ということで、これも名寄市が低いということと、世帯割、平等割というふうに言っておりますが、2万9,000円と2万8,000円ということで、名寄市の方が低い。

このように中を構成をする税率が、それぞれ高いのと低いのとが交差をしているというような状況でありまして、一概にどちらが高い、どちらが低いということが言い切れない状況にあります。前回お示しをしましたように、例えば資産をお持ちでない国民健康の被保険者は、資産割は影響ありませんので、単純に所得割を名寄市に合わせると上がるということになりますから、1人当たり、或いは世帯当たりの金額を上回る分が所得割の方で上がってくれば、これは当然保険料としては多くなるという形になります。

例えば資産割を多く持っていらっしゃる被保険者の方は、資産割にかなりの差がありま して、これが例えば名寄市に合わせるということになりますと、相当資産割が減るという ことになりますので、総体としては税金が減額になる場合がございます。これは、その方々の態様によって大変税額が上がるか下がるかという点でいけば、それぞれによって違ってくると、或いは家族構成が多い世帯、これによってもまた違ってまいります。

そういうように、一概にどちらかの例によって決めるということが、この被保険者にとっては上がる場合、下がる場合があり、しかも医療費の推計を基に、現在それぞれの両市町で算出をされている税額であるものですから、そういう意味では 番のように当面合併をする年、これは17年度は、わずか1日か2日しかありませんし、その時点ではもう既に課税が終了しておりますから、当然従来やっていた部分でいくと。そして18年度につきましても、これは3月の末までに合併をして4月からすぐ18年度ということになるのですけれども、18年度の税におきましては、通常税の決め方としましては、国保運営協議会の方から答申をいたしまして、そこで一定のものを出して議会にかけて、それぞれ税率を決定をするという手続を踏みます。

そういう意味では、4月から新年度になって、その時点で新たに運営協議会を発足をさせて、その中で協議をしてということになりますと、大変時間のない中で議会提案等を含めて論議が十分されないまま税率が決定をされるという可能性もあるということで、18年度についてはもう一年、合併の翌年度という言い方をしております。もう一年間は、それぞれ風連町、名寄市が従来やっていた税率でやって、19年度分から、これは新市発足後、早急に運営協議会を立ち上げなければなりませんから、その中で十分、風連町、名寄市の医療費を推計をする中で、またちょうどといいますか、この時期に合わせて現在北海道の医療制度が、財政難を理由に大変縮小ぎみであります。道の老人医療制度ですとか、或いは難病指定の関係でいけば、どんどん外れてきているというような状況にもあります。

それから、老人保健が、現在は拠出金制度で運営をされておりますけれども、これが独立をするかもしれないというような動きもあるということでございまして、ちょうど医療制度の大きな改革期にも当たるということもありまして、ここは1年間、違うそれぞれの税率を使った上で、19年度から統一をすることがいいのではないかというふうに幹事会としては判断をいたしました。

それから、2点目の保険給付及び保健事業についてであります。

保険給付というのは、通常病院にかかったときに国保の被保険者であれば7割、国民健康保険から負担をして3割の自己負担ということであります。これは法定給付ということで法に定められたものでありますから、当然名寄市と風連町では差はございません。ここで言いますのは、保険給付事業ということで例えば一番違うのは葬祭費、被保険者の方がお亡くなりになったときに、お見舞金、弔慰金というような形で、現在名寄市からは2万円、風連町からは1万円ということで出されております。ここを被保険者の加入者負担の少ない方ということで、逆から言えば給付額の多い方ということで、ここは名寄市の2万円に統一をしていこうと。

それから、保健事業ということでは、これは現在それぞれの両市町で疾病の予防ということで、例えば成人病検診であるとか、がん検診であるとか、そういった検診事業を主に被保険者の方にたくさん受けていただいて、大きな病気をする前に病気を発見をして、医療費を節減をしようということで、相当な取り組みが展開をされております。国保の被保

険者の方が例えばそういう検診を受けるときに、風連町では2割の自己負担がある、名寄市の場合は一定の年齢要件はありますけれども、基本的には加入者の負担はゼロということで、そこで差がございます。これも加入者負担の少ない方ということでありますので、主に名寄市の制度を中心に、被保険者の方の負担ができるだけ少ない方を選んでいこうということで、幹事会としては結論づけをしました。

以上でございます。

福光委員長:はい、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員:今、るる説明されたわけでありますが、前回から出された資料を見ておりますと、今、説明があったような違いがあるわけで、それをどのようにというふうにと危惧をしていたわけでありますが、ひとつは住民の立場に立ってみますと、風連町の皆さん方にしてみれば、概ね名寄市の検診助成などに合わせていくと、こういうふうなことでございます。

そこで、それぞれが会計を持ってやっておりまして、例えば風連の国保会計として見れば、その分、負担増になるわけですけれども、それらについては個別に2年間やっていくということでありますから、それぞれの会計で持っていくということで理解をするということなのか、この点が1点であります。

それと、実際に基金をそれぞれの会計で持っておりまして、名寄市は3億7,700万基金があります。また、これで見ますと風連町の場合は1億1,200万と、こういう指数が出ているわけであります。確かに今、説明のように、小泉内閣の進める医療費への風当たりが非常に強くて老人保健の見直しですとか、さまざまな動きがあるわけであります。しかし、それぞれの会計では目的税ということでありますから、加入者の皆さん方が納めたと、こういう性格のものであります。それがこのような基金があるわけでありまして、そういう点では2年間に限って特例法の10条の規定を適用してやっていきたいと、こういうような内容でありますけれども、実際には5年間適用できると、こういうふうに法としてはなっているわけなのですけれども、それをあえて2年間にしたというのはなぜなのか、この点まずお知らせいただきたいと思います。

福光委員長:2点程、はい、事務局どうぞ。

中西事務局次長: 1点目の給付の部分でございますけれども、会計としては1本の会計で執り行うことになりまして、その中で税額が違うだけで内容については被保険者負担の少ない制度に統一すると、そういう考え方でございます。

それから、合併特例法でいう5年間の不均一課税の中で、なぜ2年目からということでございますけれども、先程ご説明いたしましたが目的税でございまして、その給付に見合った額を税金として集めるという税金でございますので、それがどういう形でやるかというのを国保運営審議会の中で協議をいただいて、その内容に基づいて税金が決まっていくという考え方で、その中で一番短くできるのが2年後で、平成19年から行いたいという

ことでございます。

福光委員長:よろしゅうございますか。 斉藤委員どうぞ。

斉藤委員:斉藤ですが、ただいまの説明では、2年間は風連町の税率そのままで行くと、名寄市は名寄市の税率で行くと、そういう動きで行くわけですね。本来の建前としては1本にしていかなければならないわけなのですけれども、それがこの合併特例に伴っての法の規定では、5年間それぞれ従来どおりの対応で進めて、その間で協議をして1本にしていく猶予があると、こういうふうに理解をしているわけなのですけれども、ただいまの説明では2年間限定だと、こういうふうに言われておりますが、それは法のどういうふうなところでの2年間と担当の方は理解しているのか、そこら辺ちょっと正確にしておきたいと思いますので、その点を伺いたいと。

それと、今のお話では1本になるので、1本の会計の中からこの分は見るのですよと、 すなわち給付の、特に風連町の方たちの負担軽減の分ですね。それはそのとおりなのかど うなのかも合わせてお答えいただきたいと思います。

福光委員長:事務局どうぞ。

中西事務局次長:先程も申し上げましたけれども、合併特例法に定める不均一課税につきまして激変緩和的な部分がございまして、ここは合併して急激に税額が変化する場合について、特例法の範疇の中でやっていくことになりますけれども、あくまでも国民健康保険税は目的税でございますので、需要にあった額を税金で集めていくという考え方でございますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

それから、税金の方は審議会の報告を受けました制度に税の方はしていきますけれども、 それまでの給付内容につきましては新市の同じ市民でございますから、住民負担の少ない 方の制度で統一していきたいということでございまして、それぞれの税金からやっていく という考え方ではございませんで、新市のひとつの台所の中から、その給付の分を賄って いきたいという考え方でございます。

福光委員長:よろしいですか。わかりますか、どうぞ。

斉藤委員:斉藤ですが、ご案内のように目的税ということで、名寄市民にとっては3億7,000万の基金を積み立てているわけであります。風連町の方では1億2,000万円と、こういうふうな面では、確かに今の制度の中で問題はあるものの、現実問題としては現在加入している人たちが納めた税金、もちろん国の補助金なんかもありますけれども、そういう形で、基金として残っている額だと。それを適用していくわけなのですけれども、現実問題として2年後には運営審議会で論議はするというものの、例えば固定資産割なんか見ますと、名寄も農家の皆さん、或いはまた年金生活者の皆さんの住宅などのそういう

ところから資産割をできるだけ抑えてもらいたいと、こういうふうな強い要望もありまして、一番高い時で確か65%だったと思うのですが、現在は今ここに書いてありますように15%まで抑えてきたわけですね。それに引きかえ風連町さんの所得などの税の賦課の内容とか、税そのものを徴収していくということを考えれば、資産割の位置づけというのもこういうふうな71%ですか、これも一つの方式だと思うのです。

そういうふうに非常に大きな差があるものですから、住民にとってみれば今のお話のように何が何でも2年間でということではなくて、国保法の附則第11条ですか、それに5年間不均衡課税が認められているわけですね。そういう点も十分視野に置いて、国保運営審議会に諮っていくということが一応大事でないかと。特に名寄市民の場合では、現実に国保税が安くはないと、こういう非常に強い意見もあったりしているだけに、この国保の基金なども活用して、もう少し税の軽減がどうなのかと、合併することによって2年間たったらというふうなことでは、やはり住民の理解も得づらい面があるのではないかと考えるものですから、担当の説明は説明としてわかりましたけれども、私はそういう視点から、2年間で何が何でも1本にしてしまうというのではなくて、合併特例に基づいた5年間かかって1本にしていくというような、そういう緩やかな統合を目指した協議が大事ではないかと、逆に提案をしたいわけですが、如何でしょうか。

福光委員長:幹事長何か。

今幹事長:幹事長の今です。遅くなりまして申し訳ありません。

国民健康保険の事業のありようについて、今いろいろご提言をいただいているというふうに思っております。先程来、事務局からお答えをしておりますとおり、目的税の場合はなるべく早く統一するものが望ましいと、私ども考えているところでございます。

それで、ここに記載のとおり、最短でいきまして19年度から統一をしていくということの方が事務的にも、或いはこの目的からしても非常にいいスタイルではないかと考えております。

今、斉藤委員からお話がありました合併特例法によります最大5年間の不均一課税で認められている期間を、もっと有効に利用すべきでないかと、こういうようなことでありまして、しかしそれは新市におきまして、国保全体の事業の制度設計をまずしていきますということになると思います。その上で税額をどのようにして決められるのか、今、非常に大きな差がある税の賦課方式について、どういうふうに両方の理解を得られるかという議論がされるのではないかと思っております。

端的に話がありました資産割に非常に大きな差があるということでございますから、この差をどのように融合を図っていくかということについて、この国民健康保険運営協議会、これは御存じのとおり新市でありますから、旧風連町の委員の皆さんも旧名寄市の委員の皆さんもそれぞれ出ていただいて、新しいものをつくって議論をするということでありますから、ここで各委員さんの議論の中での方向が決まっていく。

更にまた、ここで最終的に決まるということでなくて、新しい議会でも決めていくということでありますから、そちらの方に議論の方向としては委ねられるのではないかと思っ

ているところであります。

何が何でもという表現されましたけれども、そのことが無理ということであれば、これはおのずと国保運営協議会の中での議論になってくるのではないかと思っておりまして、今回の提案といたしましては、目的税の場合はなるべく早く統一をしたいという意味も込めて、時間の許す中での統一ということで19年と考えてございますので、ご理解いただきますようにお願いします。

福光委員長:斉藤委員のご意見については、ご意見として、いずれにしても国保運営協議会の中で議論をしていかなければならない問題ですので、意見は意見として事務局にしっかり受けとめていただいて、それをそうした国保協議会の中で、こういう意見も合併協議会の中であったということを示していただければよろしいのかなと。

はい。

斉藤委員:そういうふうな担当の考え方というのは、理解できないわけではございません。

ただ、これからの住民説明会の中で、この国保税が一体どれぐらいになるのだと、こう いう具体的な説明を求められることは必ず出てくると、こう考えるだけに、資産割などが 70%にもなるのかとなった場合には、とてもではないけれども、名寄市民の国保加入者 の中からの声が、私にしてみれば非常に率直に出てくる可能性があると理解しているだけに、そういう面で事務局の両担当者としては相当詰めて、概ねどれぐらいの方向になるの かというのは、幾ら運営審議会で決めるとはいっても、ではこのままでいいのかと、こういうふうな詰めた内容も出てくるのではなかろうかと、こういう危惧もいたしますので、できればそれぞれの担当のところで住民説明会までは一定のやはり方向なども大事かと、こういうふうに思いますので、その点再度お願いをしておきたいと思います。

福光委員長:いずれにしても加入者にとって負担は安きの方に、そして給付は有利な方にというような提案理由になっておりますので、一定程度ご理解をいただけるのではないかと私としても考えているところでございますので、この国民健康保険事業の取扱いについては、この提案理由そして幹事会提案について了解をいただければ、そうした結論にしたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

はい、野本委員どうぞ。

野本委員:野本でございます。

これから今日は税の関係、このあと軽自動車税の関係もありますけれども、これも今、個々の議案について今、幹事長の説明あるように、これは課税階層ごとだとか、いろいろ細かく推計をしますと、そういうでこぼこは今後、具体的に使用料、手数料、分担金だとかこういうのが入ってくると、もう限りないと思うのです。

ですから、大綱的にこういったでこぼこ段差を、住民負担の急激な増を避けるという前提をこの協議会で、後はおおまかな目安を良として、それぞれ今、幹事長から説明のよう

な係る協議機関に委ねていくしか、ここでこれがこれがということになりますと、これはこれからどんどんどん好事会から専門部会からも資料も上がってくると思いますから、大綱的に双方の住民負担を最小限に、急激な負担増にならないということを前提にしながら議論した方が、そうしなければ、これはある層によってはプラス、ある層によってはマイナスということは、どうしても名寄、風連双方に出るのは当たり前であります。幹事長からもお話のように、それなりの公的な審議会、委員会等も設置もされますでしょうし、それで更に具体的な議論もなされることを期待しながら、会議でまとめた大きな一つの目安を私は良として、順次前へ進めるべきだと考えます。

福光委員長: いずれにしても住民にとって負担が急激に上がるというようなことでは、何のための合併かという意見が当然出てくるわけですから、そこを最小限度に抑えることをどうするのかということになっていくだろうと思います。

しかし、合併後の問題につきましても一応委員の意見は意見として、しっかりと発言しておくということもまた大事かと思いますので、これからも大もとではこうした今、幹事長が提案したような形になっていくだろうと思いますし、しかし我々委員としては、一定程度委員としての考え方も付したいという思いは、これは止めることできませんので、そこのところはしっかりと皆様の意見は意見として受けとめていただいて、新たな取り組みをしていただくということにしてもらいたいと思っています。

斉藤委員それから野本委員の方からそれぞれ発言ありましたけれども、改めて国保事業の取扱いについて提案どおりと、はい、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員:ただいまの野本委員からの、そういう考え方も私、否定するわけではありませんけれども、ご案内のように国保税は、例えば名寄市民にしてみれば約3分の1近い人たちの加入ですし、風連町の方ではもっと率として見れば多いのですよね。こういう税の問題で大きいのは、ちょっとやっぱり、ほかないのですよ。

ですから、私もあえてこの問題に対してしつこく言っているのはそこなのですよ。特にやはり今回、お互いにもう財政が大変でというのではなくて、そこで一定の基金を持って運営をしていると、こういうふうな中で11月、12月の住民説明会のときに、そういう意見が出たときに、それはもう運営審議会でやるのです一本では余りにもどうなのだと。そのときに我々委員会がどういうことだったのだということが、やはり出てくることがあるのではないのかと、そういう点であえてそういう問題提起をさせていただいているということをご理解いただいて、私は野本委員のご意見はわかりつつも、ご理解いただきたいと思います。

福光委員長:それぞれ意見が出たということで、国保事業の取扱いについては提案ど おりということで結審をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長:それでは、異論がございませんので、この取扱いにつきましては提案ど

おりということにさせていただきたいと思います。

それでは、3番目の介護保険事業の取扱いについて、提案理由を説明していただきたい と思います。

中西事務局次長:介護保険事業の取扱いでございます。2ページの上の方にございますが、協定項目C-7というところになります。

提案理由を読み上げさせていただきます。

高齢者全体に対する施策を総合的に推進するため、3年間の介護保険事業計画と高齢者保険医療福祉計画を一体的に策定し、保険料や実施事業内容を設定しています。名寄市と風連町は共に平成15年度から17年度までで第2期事業計画が終了することから、18年3月議会でそれぞれ翌18年度から3ヶ年の第3次事業計画を議決し、備えておく必要があります。しかし、合併して新市になりますから、風連町介護保険事業等検討委員会と名寄市保健医療福祉推進協議会を再編した組織で、速やかに新市の介護保険事業計画を策定した上で、適正な保険料を算定し統一を図る提案でございます。

幹事会提案でございますけれども、一つ目として、保険料については介護保険事業計画に基づき、適正な統一した保険料を設定する。ただし、合併年度及び翌年度については、現行のとおりとする。二つ目でございますが、給付事業の内容は、新市の計画が施行するまでの間、名寄市の例によるとする提案でございます。

この名寄市の例にするという分につきましては、先程の国保と同じような考え方で、給付の内容につきまして、名寄市の方が少し細かく整備されている状況がございまして、住民の方に有利だという考え方に立っております。

以上でございます。

福光委員長:今、事務局の方から提案理由と幹事会の提案をさせていただきました。 いずれにしても給付事業の内容については、新市の計画が施行されるまでの間、名寄市の 例によるということになっておりますが、このことにつきまして、皆様方からご意見ある いは質問があれば受けたいと思いますけれども、ございますか。

これも先程の国保事業会計事業の取扱いと同じような状況になろうかと思っておりますけれども、質問なければ。どういうふうになるかというのはおわかりですね。17年度までの2期事業計画が終わる17年末までですから、新たに18年3月の議会で18年度からの事業計画を、第3次の事業計画を議決しますけれども、それも大体暫定1年と考えていただけばよろしいのかなと思って、新市になりますと新たな介護保険事業を、両方の合併した二つの自治体の協議会あるいは委員会でつくられた組織で、新たな介護保険事業をつくった上で保険料を算定するということでございますので、提案理由につきましてはご理解をいただけると思いますが、このとおりでよろしゅうございますか。

はい、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員:風連の佐藤ですが、C - 7の部分なのですけれども、これをC - 6と同じ考え方でという委員長のご発言からいくと、文言の整理になるのですが、C - 6については現行のとおりとするという後の部分があるのですが、介護保険については現行のとおり

とするの後の部分というのは必要ないのかどうか、如何なものでしょうか。

福光委員長:事務局の方でお答えできますか。

中西事務局次長:事務局ですが、尚、書き以降の部分に対してのご意見だと思います。 介護保険の分については、介護保険事業に基づいた内容と料金設定をするということでご ざいますので、よろしいかと思いますが。

福光委員長:佐藤委員どうぞ。

佐藤委員:そうなのですけれども、新たなそれぞれ今、名称が違う委員会あるいは協議会を持っているわけですが、再編した組織で適正な保険料を算定しというふうに書かれているわけで、これは幹事会提案の中には入っていないのですが、それを書き込まなくてよるしいのでしょうかということなのですが、如何でしょうか。

福光委員長:はい、幹事長どうぞ。

今幹事長:ここの幹事会提案の意味は、今、事務局から説明がありました介護保険事業計画に基づきと、ここのところなのでありまして、この介護保険事業計画はだれがつくるかということは、新たな組織でつくるということに相なります。

従いまして、その上の方に記載してあります風連町介護保険事業等検討委員会、名寄市 保健医療福祉推進協議会、これを再編した組織で介護保険事業計画をつくると、こういう ことなのであります。

従いまして、あえて入れるとすれば、ここでつくる介護保険事業計画に基づきと、こういうふうに解釈していただけば結構でありまして、尚書き部分については、その部分はこの頭に入っていると解釈をしていただければ結構だと思いますが、如何でしょうか。

福光委員長:17年、18年は現行どおりと、そして合併して新たなまちになった場合に、そこで新たに計画をつくると、そして保険料が決まるということですから、ご理解をいただけましたね。

では、他に発言ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長:なければ、幹事会提案のとおりということでよろしゅうございますか。 (「異議なし」との声あり)

福光委員長:それでは、そのようにまとめさせていただきたいと思います。

それで、皆様方のお手元に先だってお配りしておりました今日の審議事項ですけれども、 B - 5になりますが、一部事務組合の取扱い。地方税の取扱い。幹事長どうしますか。地 方税の取扱い、幹事長の方から説明していただけますか。終わりの方にしますか。ちょっと時間を見計らいながら、最後の方で説明してもらおうかと思ったのですが、今日、最終的に結論を出すというふうなことについては、この地方税の取扱いについては、十分理解いただけるだけの時間がないのかなと思いましたので、最後の方に説明をいただいて次回に考えたのですが、もしあれでしたら、運び方よろしいですか。ちょっとそのあたり委員長にお任せいただきたいと思います。時間を見計らいながら、させてください。あることはわかっていたのですけれども。

それでは、B - 5 の協議項目ですけれども、一部事務組合等の取扱いについて、議題としたいと思います。

事務局どうぞ。

中西事務局次長:一部事務組合等の取扱いということで、協定項目 B - 5 ということになります。

事前に資料をお配りしておりますけれども、そちらの1ページをご覧いただきながら、 今日の幹事会提案を説明させていただきたいと思います。

一部事務組合の取扱いでございますけれども、こちらにつきましては特別地方公共団体であるもので、加入、脱退の際に都道府県知事に許可を要し、協議に際しても当該市町村の議決を要するものと、それから組合に対して脱退、加入の手続と規約の変更のみで済む協議会と言われるもの、それから機関の共同設置及び事務委託にかかわるものに区別をされております。

いずれにいたしましても、もとの組合に対しまして脱退届を行いまして、合併後も引き続き当該組合で事務を処理するかどうかを決定する必要があるとされております。

お配りいたしました資料に15項目ほど記載がございますけれども、機関の共同設置にかかわるものにつきましては、名寄市ほか2組合公平委員会、それから名寄地区介護認定審査会がございます。協議会といたしましては、上川北部地区広域市町村圏振興協議会がございます。以外は一部事務組合ということで議決を要するものになってまいります。

それで、幹事会の提案といたしましては、一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に加入する。ただし、風連町が加入している北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償組合、全国町村議会議員共済会北海道支部については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。その下に記載がございますけれども、北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償組合というものがございます。別表の方に事務の内容等を参考にしていただきたいと思いますけれども、こちらにつきましては、現名寄市において議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例がございまして、新市においても同趣旨の条例を策定するということによるものでございます。

それから、全国町村議会議員共済会北海道支部につきましては、新市は市になりますから、全国市議会議員共済会へ加入することになるため脱退するという理由によるものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

尚、3ページ、4ページにつきましては説明文でございまして、パターンについて説明でございます。

それから、7ページは先進事例でごさいますので、各自治体によって内容に差がござい ますので、それを含めて幹事会の方で提案をさせていただいたということでございます。

福光委員長:そうしますと、この資料の1ページ、2ページにある、それぞれの団体から、名寄市も風連も1回は脱退するということですね。そして町村の方は、そのまま脱退したまま、市の方は新たに入ると、こういうふうに解釈してよろしいですね。

中西事務局次長:はい、そのとおりでございます。

福光委員長:ご理解をいただけていると思います。このことについては今、事務局から話あったように、一度名寄市も風連もそれぞれの入っている団体からは一旦脱退をすると、そして新市の名称で新たに市にかかわる団体については、そこに新たに加入すると、町村の団体についてはそのまま脱退したままと、こういうことですので、提案どおりでよろしゅうございますね。新たな質疑ございませんね。

(「なし」との声あり)

福光委員長:ご理解いただけたと思います。

それでは、結論を出してよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長:では、そういうことでまとめさせていただきます。

次に、条例・規則の取扱いについて、C-2ですけれども、説明をお願いいたします。

中西事務局次長:条例・規則等の取扱いについてということで、合併協定項目C - 2 になります。先にお送りいたしました資料が、ちょっとわかりづらいということで、新たに今日、幹事会提案ということで3ページにある表を作成してまいりました。

それで、風連町と名寄市につきましては新設合併になりますので、それぞれの市町の法人格が消滅してしまい、施行されておりました条例・規則はすべて効力を失うことになりますから、新市に適用される条例・規則の整理の仕方について定める必要があるということになります。この整備の方向性についてご協議をいただくということで。

それで、現在名寄市と風連町、それぞれにおいて施行している条例につきましては、最初に三つの区分に分かれてまいります。一番上が専決処分する条例でございまして、新市制度として専決処分する条例。最初の議会に報告して承認をいただくということになります。6点ほど記載しております。

まず一つ目でございますけれども、法定により必ず設置するもの、もしくは制定が必要なもの、またはこれらに準ずるもので、市政執行上空白期間の許されないもの。例といたしまして、市の休日を定める条例等々がございます。

それから、二つ目が新市の組織及びその運営または職員等の勤務時間に関するものということでございまして、職員条例とか事務分掌条例、それから監査委員条例等がございます。

それから、三つ目でございますけれども、市民の権利・利益の保護または権利の制限若しくは義務を課するため空白期間が許されないものということで、印鑑条例ですとか文化財保護条例等がございます。

それから、四つ目でございますが、公の施設等の設置・管理に関するものということで、 公園条例ですとか市営住宅の管理条例。

それから、五つ目でございますが、両市町が同様の施設を持つ事務事業に関するもので 統合する必要があるものということで、特別養護老人ホームの設置条例、介護保険条例等 がございます。

六つ目でございますが、合併協議会において協議済みのもの、例として市役所の位置を 決める条例等々がございます。これ以外にもたくさん実は条例がございますけれども、代 表的なものを挙げております。

それから、暫定施行する条例ということでございまして、これは新市発足後も引き続き 旧市町村の条例を施行するものということになっております。

一つ目が、条例名は類似しているが、両市町の制度に差異があり、新市設置日において も統合が困難なため統合案を決定し議会に提案する予定のものということで、ここでは農 業・農村振興条例等を挙げさせていただいております。

二つ目ですが、いずれか一方の市町のみの条例であり、新市において全域に適用させる かの政策的に判断を要するものということで、まちづくり人材育成条例を代表例として挙 げております。

それから、三つ目ですが、新たに適用されるものはないが、既に適用されていたものを 整理する間施行するものということで、畜産基地建設事業受益者負担金等徴収条例を挙げ ております。

その下、先に説明させていただきますけれども、失効する条例で、その後逐次制定していく条例ということでございまして、市長の政策判断によるもので、名誉市民に関する条例ですとか表彰条例が考えられます。

それから、新市の議会が提案権を持っている条例がございまして、これは市議会の委員会条例ですとか議会事務局の設置条例等がございます。こちらにつきましては定例会の一番近いものと、私どもの合併の期日でいきますと6月議会、もし協議が整わなければ、それ以降の議会に提案していくという形になってまいります。

これらの説明事項を受けまして 4 ページの上にございますけれども、幹事会の提案でございます。

条例・規則の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整 内容に基づき、次の区分により調整するものとする。一つ目が、合併と同時に市長職務執 行者の専決処分により即時制定し、施行する必要があるもの。二つ目ですが、合併後、一 定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。三つ目、合併後、逐次制定し、施行させる こととするものと、こういうことでご協議をいただきたいと思います。 事務局は以上でございます。

福光委員長:事務局から説明をいただきました。前回出されました資料では十分形が見えないということで新たな説明書をつけていただきましたけれども、これを見てご理解をいただけましたでしょうか。前回番外で、かなりこの条例の、どこで議決をして条例を発効させるのかという話がありましたし、専決処分ができるのかというような、そんな話もありましたけれども、この図によってご理解をいただけたのか、或いは何か意見や質問があればお受けしたいと思いますけれども。

高見委員どうぞ。

高見委員:名寄の高見ですけれども、問題は専決処分する条例の扱いだと思うのですね。あと暫定施行する条例その他については、暫定的に整理をしながら新しい合併後の議会等で、更に決定をしていくということになるわけですから、それはそういう議論をする場があると思うのでありまして、問題は専決処分の中で型にはまった部分については、例えば特徴的に出ているその6点の問題でも、合併協議会における協議済みのものとかいうことで、整理のできる部分は当然それでいいのでありますけれども、しかし大きくそれは変わりないのかもしれませんけれども、幾つかの部分でかなり直接的に関連する部分も出てくるのではないのかと思うわけでありまして、それでちょっと疑問に感じたのは、要は合併協議会の中で一定の議論というか方向を見いだすということまで詰めていくかどうかということに、いささかの疑問というか感じを持っていたわけでありまして、ですから専決処分ですから、これは執行の側がすればいいということになるわけですけれども、職務代理者がすればいいということになるのはわかるわけですけれども、どこの場で議論が煮詰まったものを整理をしていくのかという点で疑問を持つ部分があったものですから、そこら辺具体的にあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

福光委員長:はい、事務局どうぞ。

中西事務局次長:事務局ですけれども、専決処分する条例につきまして、この合併の中での協議項目には上がっておりませんけれども、現実的にどのようにしているかにつきましては、西東京市に今、照会をしております。伺ったところでは、それぞれの市と町の3月議会に、合併する議会の前にご相談をさせていただきながら、暫定施行する条例については決めていきたいという考えで、先進地もそのようにしているようでございます。そのことを私どもも踏襲してまいりたいと考えているところでございます。

福光委員長:先進事例を調査しながら、先進事例に倣いながら、そのあたりのところはやっていきたいという考え方ですね。その先進事例について、こういうふうにやっているというような報告は、いつごろかできますか。

はい、どうぞ事務局。

中西事務局次長:10月に機会がございまして、東京に事務局の者が参りますので、 その際に聞き取りをしてまいりたいと思っております。

従いまして、10月の後半にもし委員会があれば、その場でご報告をさせていただきたいと考えております。

福光委員長:今の事務局の説明がありましたけれども、ご理解をいただけますか。 他に発言ございますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長:なければ、条例・規則の取扱いについては、この提案のとおり決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長:それでは、そのように結論を出させていただきたいと思います。 ちょっと10分ほど休憩をとりたいと思います。15分まで休憩させてください。

(休憩)

福光委員長:それでは、時間になりましたので、再開をさせていただきます。 協議項目のC - 3、事務組織及び機構の取扱いについて議題としたいと思います。 事務局の方から説明をいただきたいと思います。

中西事務局次長:6番目の事務組織及び機構の取扱いについてということでございます。合併協定項目 C-3になります。

資料をお送りさせていただいておりますけれども、今日お配りをいたしました幹事会の 資料に基づきまして説明をさせていただいた後、先日お送りしました資料の方を説明させ ていただきたいと思います。

提案でございますけれども、風連町と名寄市の合併では、両方の庁舎を有効活用し、地域特性を考慮して市役所機能を分担した組織・機構とすること。さらに住民サービスを行う部門については、適正配置を行い必要な機構を分散して配置することを基本に、第4回基本項目検討小委員会において新市機構の分担・分散型の案をお示ししたところでございます。この機構に対する基本的な考え方と整備方針についてご協議をいただきますよう、提案をするものでございます。

幹事会の提案でございますけれども、一つ目として、新市の組織は住民サービスが低下しないよう十分配慮すること。二つ目として、新市の事務組織及び機構は、新市における事務組織・機構の整備方針に基づいて整備する。

新市における事務組織・機構の整備方針でございますけれども、アといたしまして、両方の庁舎を有効活用し、市役所機能を分担した組織・機構とする。イとして、地方分権における行政課題に的確に対応できる組織・機構。ウとして、住民の声を反映できる組織・機構。エとして、住民が利用しやすい組織・機構。オ、指揮命令系統を簡素化し、責任の

所在が明確な組織・機構。カ、簡素で効率的な組織・機構ということでございます。

前回お配りいたしました資料でございますけれども、2ページをお開きいただきますと 風連町の現在の機構を載せておりまして、3ページには名寄市の機構が載っております。

それで、現在人員といたしましては4ページに記載がございますけれども、風連町16 9名、名寄市782名ということで、職員がそれぞれの機構に分かれまして配置がされて おります。

先進事例といたしましては6ページにありますけれども、おおむねこの幹事会提案に基づいた内容の中で、先進事例で協議がなされているということでございます。

事務局の提案は以上でございます。

福光委員長:今、事務組織及び機構の取扱いについて事務局の方から説明がありました。このことにつきましては、ここにも書いてありましたけれども、第4回のときに皆様方に資料としてお配りした中に組織機構のパターンがあったと思いますが、そのことについて若干議論がありました。

それで、委員長としても事務局に対して十分両市が納得いけるように、パターンを提示していただきたいとお願いをしてございます。今日は皆様方のお手元にお送りしておりました資料につきましては、行政組織・機構について風連と名寄市のそれぞれの組織・機構がどうなっているのかということと、それから職員のそれぞれの数ですね、そうしたものが資料として載せられておりますので、一定程度どういったような、現行の組織がどういうふうになっているのかというのが、おわかりいただけていると思います。

それで、今日のところは私の方からもお願いをしておりました新たなパターンと言いますか、議論に耐え得るだけのパターンというものを、おおまかでも出してもらいたいということをお願いしております。それが幹事会の中で議論をされて出されてくるのが10月の中ぐらいにはなるのではないかと幹事長からのお話がございますので、今日のところは、それぞれの皆様方のご意見をいただきながら、一定のところで意見を発言をしていただくということだけでとどめておきたいと考えておりますので、そのようにご理解をいただいて、ご意見をいただきたいと思います。どなたか発言ございますか。

はい、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員:風連の佐藤ですが、具体的なことではなくて総括的な意見をということかと思うのですが、今現在まだ新市の事務所が決まっていない、いずれこれについては決めなければならないわけですが、そうなるとやはり従来のイメージとして、登記上の事務所でない一方の旧自治体側が、通念的には支所というか、本所と支所というイメージがどうしてもついて回るということがあろうかと思います。今回、名寄市と風連町においては新設合併ということでございますので、そういった従来たどってきたイメージの新設合併ではなくて、まさに本当に21世紀に新たにでき上がってきた新しい市の姿なのだということとを、そこにはここの案にも書かれてあるとおり、双方で機能を分担するのだということが、そのあらわれかと思うのですが、更に本庁でもなければ支所でもないという部分を、いかに言いあらわすかというのが非常に難しいところであり、大事な部分でないかなと思

うわけですね。

ですから、それから言うと、この先進例に倣ったこの書き方というのは、私はちょっと余りにも先進例に倣い過ぎているのかなと、先進例は先進例として大いに参考にしながら、しかし、私たちが今求めようとする分担・分散型の新しい市の形というのは、少なくても先進事例とは若干異なるということから言って、やはり表現の仕方もそれぞれの旧自治体が、それぞれの歴史だとか伝統だとか文化だとかをしっかり守りながら、更にそれを発展するような形で、しかもお互いの分権をしっかり機能させるという意味で、もう少しこの文言について、新しい市のそれぞれの分権がしっかり確立された、しかしながら統一された新しい市の姿というのを機構でどういうふうに築き上げていくか、そして文言でどういうふうに言いあらわすかということを、もう少し10月中までということでもございますので、当局には知恵を絞っていただいて、当然私たちも仕上げなければならない仕事なのですが、必要かなと思いますので、そこのところの考え方如何でしょうか。

福光委員長:佐藤委員のおっしゃられることは、今日の資料に出されております新市 における事務組織・機構の整備方針というところのアから力までの六つの文言について整 理が必要でないのかなということですか。

佐藤委員:風連の佐藤です。

具体的にはそういうことになるのですが、これは新市が求める自治体像というか、そこをどういうふうに設定するかということだと思うのですね、大きくとらえると。それを具体的にあらわすと、ここに書かれているとおり新市における事務組織・機構の整備方針ということで具体化されるのでしょうが、その辺の議論をこの場でもしなければいけないでしょうし、或いは当局の方でも十分に煮詰めていただきたいということであります。

福光委員長:そうしますと、佐藤委員からの事務局でしっかりそのことをもう一度検討してほしいというお話と同時に、この委員会でもこの文言についてしっかりと議論をしたいというふうに受けとめてよろしゅうございますか。

今、佐藤委員から組織及び機構の取扱いに対する幹事会提案の中の、いわゆる方針について、もう少し文言も含めて議論をしていただきたいというお話でございますけれども、具体的にどういうふうにという佐藤委員からは発言はございませんでしたけれども、皆様方がこの6項目をご覧になっていただいて新たにつけ加えること、或いはここをどういうふうにというご意見があれば、お聞かせをいただきたいと思いますけれども、岡本委員どうぞ。

岡本委員:今、私たちが与えられている任務の大きな目的として、いかに簡素化に行政効率を上げられるようにするかということも大変大きな問題だと思うのですよ。長年私ども行政組織やなんかをいじってきましたけれども、いじるたびに大きくなってくる。

ですから、議論をすればいいというものではなくて、本当にいかに名寄、風連のこの両 市町の人たちが不便をしないで、そして簡単になったかということを、どうやればいいの

かということですから、大変難しいけれども、取り組まなければならないことだと思うのですよ。言葉でどうのこうのと入れると、非常に大変なことになると思うのです。いかに 簡素化するかということです。

ですから、一つの組織の中で二つのセクションを置くとしたら、それをやめて何とか一つで間に合わせられるかと。風連の町民の人も今まで風連の役場に来て仕事全部終わっていた。だけれども今度は名寄市、これを仮定として本庁を名寄に置いた。そこに行ったら、もうできるということだけでなくて、非常にこれからは官公庁の場所を使わなくても行政行為というものはどんどん出きるわけですね。そういったことを取り入れていけば、相当変わったものになってくるだろうと思うのですが、大変難しいことだし、これに議論を、いま尽くすことは大事なことだけれども、そのことでは長時間、長い議論になってくるのではないかと思いますけれども。

福光委員長:岡本委員がおっしゃられる、いわゆる提案の中であります一番最後の簡素で効率的な組織・機構、岡本委員はこのことをおっしゃられているのだろうと思いますが、文言一つまで議論をすると時間がかかるということでございますけれども、佐藤委員のご意見はご意見として、事務局の方ではそのことを受けとめて新たな文言が入るような余地があるのかどうかも含めて、ちょっとお答えいただけますか。

幹事長どうぞ。

今幹事長:幹事長の今でございます。

幹事会の中で議論をして、このアから力までの整備方針を満たすことができれば、かなり今まで議論したことが生きるのではないかという内容になっております。佐藤委員からお話がありました分権がきちっと確立されたような機構、これは実は分権をどう確立するかというのは、この市役所機構ではなくて、その全体の仕事の進め方になるのではないかというふうに思っております。もちろん機構の中でも、その分権をどう生かす仕事をどこのセクションでやるのかということは大切でありますけれども、分権のありようと市役所の新市における事務組織の機構というのは、表裏一体の面もあるかもしれませんけれども、余り関係がないとまで言い切れませんが、直結しないのではないかと思っております。

従いまして、分権を生かすのはやはり、いかに住民自治を確立していくかという点にあるというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

尚、このアから力までの間でさらにまた、こういうことも考えられるのではないかという余地があるかどうかということについては、私ども今、幹事会といたしましては、アから力までがほぼ全領域を網羅しているかなというふうに思っておりますが、如何でしょうか。

福光委員長:佐藤委員の言わんとする本音のところは、いわゆる合併した旧自治体が 寂れることのないような形をつくるためにはどうしたらいいかという文言を、入れること ができないかということではないのかというふうに委員長は勝手に推察するのですけれど も、そのあたりはどうですか。 佐藤委員どうぞ。

佐藤委員:今、幹事長の方から住民自治については、また別な部分でというお話だったので、それも大いに理解はできるわけですが、やはりこの事務組織・機構というのは、住民に直接かかわり合いのある部分であり、この組織・機構に対する考え方が、逆に裏を返せば住民自治のあり方を反映したものになり得ると思うものですから、ですから今、幹事長のおっしゃったのと逆のことを私は幹事長側に申し上げたいという気持ちでおります。以上です。

福光委員長:お互いに若干かみ合わない部分もあるのかと思いますけれども、そのあたりのところは佐藤委員の思いを事務局、幹事会の中で受けとめていただきまして、パターンを出していただくときに、そのことが具現化できるような形を出していただければよるしいのかなと思うのですけれども、如何ですか。

はい、幹事長どうぞ。

今幹事長: 例えばイのところで地方分権における行政課題に的確に対応できる組織・機構と、こういうように謳っていますので、先程私が説明しました例えば地域内分権になるかもしれませんが、これにセクションをどこに持つかということを明確にしていきたいと、こういうようなことになっておりますから、大方この6項目の中で、強弱は多少ありますけれども、これを生かす組織・機構をどういうふうに創っていくかと。私も岡本委員と同じで簡素で効率的な組織というのが一番大事だと、まずはそこからの出発だと考えておりますが、まだ作業中でありますから、個々の問題については言及を避けますけれども、そこからまず出発をして、それからいろいろなものを取り入れていこうと。

従って、これ以外に取り入れる考え方があれば、きちっと出していただいて組織の中に 取り入れていかなければ、それが是とすれば取り入れて行かなければならないと考えてお ります。

福光委員長:佐藤委員の発言の思いというものは十分わかるのですが、具体的にそれではどういった文言を入れていくのかということについては、今すぐにはなかなか出せないだろうと思いますので、これは今後意見として事務局の方に伝えていただければと思いますが、このことにつきまして他にご意見ございませんか。

はい、野本委員どうぞ。

野本委員:野本ですけれども、この問題については6月の第4回の小委員会で一つのたたき台としての素案が出ておりますし、そこで既存の両庁舎を有効活用するということは、ここの整備方針の中にも出ておりますから、基本的にはこの整備方針に書かれているように、これは6つの方針で私はいいのではないかと思いますし、ただここで今、資料の中に出先機関の問題が出ておりますので、これはややもすると誤解を招きかねない部分があろうかと思います。

というのは、中段に書いてありますように、従来の新設合併、編入合併いずれの場合でも支所、出張所という表現がありますけれども、あくまでもこの小委員会で従来、今まで協議した課程の中では、この整備方針にあるとおり両庁舎を有効活用して行政課題に的確に応えていくのだという前提が確保されなければならないと。まだ最終決定に至っておりませんけれども、そういうことで大綱的にこの委員会等では、ある程度の話し合いが必要かと、これも合意形成には至っておりませんけれども、あと確かに幹事長がおっしゃるように全体的なスリム化は当然のことでありますけれども、6月に示された機構案でどう既存の庁舎を効率的に生かしながら住民の負託に応えるかということで、私はいいのではないかと思います。

福光委員長:いずれにしても10月の中を過ぎますと、新たなと言いますか、幹事会でまとめ上げたパターンというものが提案されて議論になろうかと思いますが、はい、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員:第4回のときに出された一つの機構案があります。それで論議したときに私も発言をしたのですけれども、やはり住民サービスを担うのは、一面では職員が果たしている役割というのは大きいわけで、その職員の配置状況などというのも明確にして、それが果たして住民サービスとの関係がどうのなかと、こういうのが見えるように、是非してもらいたいと、私は発言したと記憶しているのですけれども、確かに今、提案されているアから力までの6項目については全く言うことのない、こういう方向でということもそのとおりだと思うわけなのですが、ただそれが具体的に、言葉ではいろいろなことを言ったにしても、具体的にそれでは風連の皆さんの住民サービスをしっかり担保するという人員配置はどうなのかというのが、やっぱり一番わかりやすいのではないのかと。しかし、同時に力の簡素で効率的な組織運営と、必ず出てくるのは民間委託がどうなのか、こういうのが出てくるわけですよ。

ですから、そういう総体的な見方があるのに、こういう美しい言葉だけで出されて、これでどうだと言われたら、いや、そのとおりですと。しかし、出てきた内容はどうなるのかと、こういうところなものですから、私ども委員として見れば、できだるだけ住民のそういう願いにこたえるとしたら、具体的な内容を出されたときに真剣に論議してはどうかと、こう思うので、その10月のときに期待をしたいと思います。

福光委員長:はい、幹事長どうぞ。

今幹事長:幹事長の今ですけれども、第4回の小委員会のときにも、私どもも先程来お話があったとおり、両方の庁舎を有効活用した組織にしましょうと、もう一つには、住民に不便をかけない組織にしましょうと、こういうような提案させていただきまして、今回初めて、それはいいのではないかというお話をいただきました。前回は、はっきりとそれはいいのではないかというお話ではございませんでしたので、それではアウトラインを出せということで、機構図を出させていただきました。それ以降の議論というのは進んで

おりません。

従いまして、私どもとしてはアから力までの方針について、これはここで了解という意味ではなくて、この方針について少し具体的な機構をつくりなさいということでなければ、つくりようないというのが正直なところでございますので、それについて細部はいいですから大枠でアから力の方針でいいぞと、したがって組織・機構が大枠で出てきた段階で全体丸めて了解ということになるのかどうかということに、これを前提にして組織・機構の表をひとつ創れということの、まずひとつはご意見をいただきたいと思っています。

それから、もう一つは人員配置の問題もありましたけれども、確かに今いる、先程お示しした人員のことについて、即縮小するということは非常に難しいところございますから、それぞれの人員配置をしていかなければなりません。それと機構の段階でも、これは両首長と十分に協議をして進めていかなければならない課題でございます。これなどもありますので、先程言いましたように、やや一月ほど時間をいただきたいなというふうに委員長の方から言いましたけれども思っておりますので、その辺をできるだけ今後私どもとしては努力をしていきたいと思っているところでございます。

福光委員長:今、斉藤委員からもお話がありましたように、この6項目については異 を唱えるものでは一つもないと、このとおり。

ただ、これを生かしてどのような組織・機構を出してくるのかということがやっぱり関心が一番あろうかと思いますので、今日のところは幹事会あるいは両首長に対して、この小項目検討委員会として、この6項目を土台にして新たなパターンと言いますか、組織・機構のパターンを出していただいて、それをさらに皆さん方と議論をさせていただいて結論に至るというような形で、今日のところは収めたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。或いは幹事長の方で、そうしたことを受けて組織パターンと言いますか、組織・機構づくりをしてくるということにしていただけるのかどうかも含めて、よろしゅうございますか。

#### (「異議なし」との声あり)

福光委員長:では、そういうことで、この6項目を基礎として新たな組織・機構の形を示してもらうと、そのために幹事会あるいは両首長でしっかりと議論をしていただいて、この検討委員会に提案をしていただくということでまとめてよろしゅうございますか。 はい、議長どうぞ。

高見委員: 名寄の高見ですけれども、全体的に今の委員長のまとめ結構でございます。 ただ一つだけというか、ちょっと角度が違うのですけれども、まとめについては意見が ございません。先に資料送付をいただいた職員の状況についての部分で、ちょっと要望と いうか申し上げておきたいと思います。

これも比較論というか、こういう形で出ていますけれども、私は一般的に定員管理で比較をしていくときには、一般行政の部分で職員1人当たりの住民人口というものを、実は比較をする部分がかなり重要な部分になるのではないのかと。これはもう定員管理上の鉄

則とは言いませんけれども、例えば企業会計その他の部分で、病院やなんかはもう法定数ではないですけれども、ベッド数に対して例えば医療技術職員だとか看護職員だとか、これはもう配置が定められている部分なわけですから、この資料は資料で参考で、あとは人口比で割れば良いわけですけれども、行政経営の中に、この中で職員1人当たりの人口がどうなっているのかということと、押さえ方が全体の数字で出していることだけには、ちょっと資料としては極めて事務当局の部分では私は如何なものかと思う。くどくは申しませんけれども、できましたらそこのところを修正というか、つけ加えた部分で資料をお出しをいただくように、ご要望を申し上げておきたいと思います。

福光委員長:事務局の方はよろしゅうございますね。はい、次回までにでは、よろしくお願いいたします。

では、そういうことで、今日のところはこの6項目をもとにした新たな組織・機構の形を提案していただきたいということでまとめさせていただきますが、よろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長:では、そのようにさせていただきます。

協議項目の4番目なのですけれども、C項目の最後になると思いますが、町名・字名の取扱いについて、このことについて事務局の方から提案をいただいていきたいと思いますが。

中西事務局次長:はい、事務局です。

先に送付をさせていただきました資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

ここに書いてございますように、風連町では9つの字の数がございまして、名寄市は15の字の数が現況でございます。この中で風連町の方では4番目に書いてございます字日進の表示。それから、名寄市の方では下から4番目にございます字日進という表示、同じ字日進という地名がございます。それを踏まえまして、今日お配りしております幹事会の提案でございますけれども、7番目、町名・字名の取扱いについてということでございます。

町名・字名については、合併時の混乱を最小限にとどめる意味からも、できる限りそのまま使用するのが一般的であります。風連町と名寄市には共に字日進の字名がありますが、風連町は合併特例区を取り入れるため住居表示を冠することとなり、同名となる混乱を回避する調整までは必要ないとして、次のように提案するものでございます。

幹事会提案でございますが、2市町の区域内の町名・字名の区域及び名称は、基本的に 従前のとおりとする。ただし、これによりがたい場合については必要に応じ、新市におい て変更を行うこととするという提案でございます。

福光委員長:今、事務局から説明がありました。基本的には、そのまま字何々というふうな表示にするということでございます。

ただし、日進につきましては、風連町は特例区による区ができますので、名寄市は自治区でも若干、形が違いますので、そのあたりのところの整理がつくということでございますので、このまま名称変更をしないと、町名・字名を変えないでそのまま行くと。

しかし合併後、さまざまに住民やその他行政上の問題で、どうしても変えなければならないというときには、新市の中で議論をしていただいて変える、住民との議論の中で変えていくということになるということでございますので、このことについては提案どおりでよろしゅうございますね。

### (「異議なし」との声あり)

福光委員長:それでは、そのようにまとめさせていただきます。

今日、新規に審議事項とされておりましたB - 5 と C - 2 から 4 まで全てと言いますか、C - 3 だけは若干継続をさせていただきましたけれども、まとめさせていただくということでございます。継続協議でありました地方税のところの説明を今幹事長の方からしていただいて議論をしていきたいと思いますので、幹事長よろしくお願いをいたします。

### 今幹事長:幹事長の今です。

提案しております地方税の取扱いB - 6 でございますが、前回提案をさせていただきまして一定のご議論をいただきました。そのご議論を踏まえながら、幹事会としても再度議論をさせていただいたわけであります。本日お配りいたしました資料の一番上でございますが、地方税の取扱いB - 6 でございます。

提案理由といたしましては、財政問題を主眼に考えまして風連町と名寄市の財政状況を見るとき、一般財源である市税を削減できる状況にないと言えるのではないかと思っています。合併によるスケールメリットを生かして、人経費の抑制や維持管理費のコストの削減をすることは当然のこととしまして、引き続く地方交付税の削減あるいはこのたびの臨時財政対策債の大幅な引き下げの状況を見るときに、現状の住民サービスを少しでも長く維持すると、このために安定的財源の確保は不可欠であるということでございまして、合併時に賦課内容を統一するのが理想でありますけれども、市民負担を考慮して、緩和措置を取り入れていきたいと思っております。

そこで幹事会といたしましては、くくってある中に書いてあるとおり、2市町間で差異のある地方税について、として都市計画税、ここのところは現在名寄市は0.3%、風連町は用途地域を指定してございませんので、課税になっておりません。これについては名寄市の例によると。

ただし、風連町区域に係る用途地域指定については、平成22年度までに新市において調整を図ると。これは既に説明しましたとおりですが、農業関係の事業を全体に網かけをして実施をいたしまして、平成22年まで補助金適化法の対象になっておりまして、もし用途地域の指定をする場合は22年度以降と、こういうふうに相なります。

従いまして、用途地域について指定を行った場合、都市計画税を課税というふうになりますので、これについて新市において協議をすると、こういう内容になってございます。

でありますけれども、同じく差のあります法人市民税均等割、さらに軽自動車税につ

いて、これも前段申し上げました安定的財源の確保という観点から、現行名寄市の例によると。

ただし、軽自動車税については合併特例法の10条の規定、これは不均一課税の設定でありますけれども、合併年度及びこれに引き続く4年間は現行の額を採用しまして、合併から5年目に標準税率の1.1倍、6年目に統一をしていくということで、これは1.2倍になるということであります。ここの部分が緩和調整ということになると思います。

でありますけれども、各税の納期は新たに設定すると。現在納期はそれぞれ名寄市と 風連町、違っておりますが、全く新たに設定いたしまして軽自動車税は6月、個人市民税 は6、8、10、12月、固定資産税は5、7、9、11月、それぞれの月の16日から 月末までを納期とするという考えでおります。

これは現在、風連町の場合は全て納期が住民税も固定資産税も一緒になってございまして、それを毎月納期を設定することによって納税しやすくすると言いますか、そういうような措置をとってはどうかと。名寄市としては個人住民税は3回の納期でありますけれども、それを4回にするというようなことで、観点としては納税しやすい納期の設定にしようと。3回の納期を4回にすることによる費用の関係も出てきますけれども、今申し上げましたように、納税しやすい納期の設定ということであります。この辺はご議論をいただければ幸いかと思っているところでございます。

いずれにいたしましても税は安い方にこしたことがないということの気持ちは私どもも持っておりますけれども、前段ご説明しましたように現下の財政状況を考えて、更にまた現状の住民サービスを維持するというための財源というのは大切だというふうに考えております。前回資料としてお出ししましたけれども、軽自動車税でもし標準税率に戻すとすれば532万、それから法人市民税で1,600万と、合わせまして2,100万の単年度税でございますので、これについては非常に財政運営上、安定的に大切な財源と考えておりますので、提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

福光委員長:今、地方税の取扱いについて、特に都市計画税それから法人市民税について、そして軽自動車税ですね、この3本について今、提案がございました。納期については、これは今までよりも支払いやすい、分割回数が増えたということでございますので、この納期については新たな設定することに問題はないのかと思いますけれども、この1、2のところで皆さんのご意見があればお聞かせをいただきたいと思いますけれども、都市計画税については22年まで、これは風連町の場合は用途地域指定が絡んでいるので、新たな課税はできないということでございますので、これは22年になってから新市で調整をするということでございますので、先のことでございまして、私どもはどうにもならないことでございますので、このことについてはよろしいのかと思いますが、問題は法人市民税の均等割及び軽自動車税ですね。合併特例法では最長5年間の不均一の税率がとれるということでございますけれども、提案では5年目で1.1倍にしていくと。そして6年目で統一をするという提案でございます。このことについてご意見ございませんか。

委員長からちょっお尋ねをさせていただきたいと思いますが、事務局に。先程も言いま したように合併特例法では5年間ということですけれども、今回は不均一でいくのは4年 間ということですね。5年目に1.1にして、6年目から統一するということなのですけれども、1年間縮めた理由はどういうことなのですか。金がないから。 幹事長。

今幹事長:緩和措置をとるということであります。6年目に1.2にいきなりするということではなくて緩和措置をとっていただこうかということで、1年前に上げると。これはいろいろな方法あると思いますけれども、ぎりぎりまで緩和措置を延ばしたという観点であります。

福光委員長:ご意見ございますか。幹事長が説明したことについて、ご理解をいただけたということでよろしゅうございますか。

はい、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員: 名寄の斉藤ですが、ただいまの提案であります。

一つは法人税の均等割でありますが、風連町の皆さんでは名寄市に合わせると、こういうふうなことですから、年間で746万4,000円ですか、これが風連町の皆さん方にとっては増税になると。風連町、名寄市に合わせた場合の均等割が、この資料では124名ですね、それであります。

今度、軽自動車税ですね。これについては前回、私やはり合併に当たっての一つのやはり住民へのサービスの道なども考えて、名寄は全道の市の中でも 1.2 倍という制限税率をやっているものですから、この機会に一定期間、標準税率で市民に喜ばれることをやってはどうかと、こういうふうなことを前回、私発言しておいたのですけれども、今回ただいまの幹事長の説明では提案理由の中で、現状の住民サービスを少しでも長く維持するためにも安定的財源の確保は不可欠だと、住民には従来それぞれ単独でいった場合は交付税の削減ですとか、そういうふうなのがあったと。それが合併することによって、前段に言っているようなスケールメリットと申しますか、そういうのもあると言っていたのが、今回この軽自動車税で見ますと、名寄市が減らす分で見ますと何ぼでした、532万3,000円ですね、税額が名寄市として減る分は。それもできないぐらいひどい内容だというふうに提案者の幹事長は考えておられるのか、その点を少しちょっとご説明いただきたいと思います。

福光委員長:幹事長どうぞ。

今幹事長:長期的に見る必要があるだろうと思っております。先程人員の話も出ましたけれども、前回も人員削減でこれらについては調整できないかというご意見もありまして、いきなりできないということであります。やはり長期の見通しをどう持つかということは、非常に大切だと思っております。このぐらいの金額532万3,000円をのみ込めないかと、こういうご質問でございますけれども、やりくりによってはのみ込める数字かもしれません。しかし10年積算したら5,300万でございますので、10年スパンで考

えた場合には非常に大きな財源になると、非常にこれを10年間5,300万、では次どこからの財源を探すかということになると、大変別の方での労力と言いますか、大変なことになってくるのではないかと思っておりまして、今回このような提案にさせていただいた次第であります。

福光委員長:よろしゅうございますか。

はい、斉藤委員。

斉藤委員:提案者の立場、考え方というのは理解をしつつも、やはり当小委員会として見れば、先程の機構の問題などでも、或いはまた国保税の問題でもできるだけ住民負担などの軽減に努めていこうではないかと、こういうような思い入れもあったり、またそういうふうな方向をぜひ望みたいということもあったものですから、たまたま名寄市の場合は、全道の30数市の中でも制限税率で行っている自治体というのは本当に少ないものですから、確かに10年スパンというもので見るとそうでありますけれども、実際に新しい市になった場合には、実際財源の問題含めたいろいろな論議は当然起きてくるわけでありますから、そういう面で当委員会が10年間こうやるべきだと、こういうふうな注文そのものをつけられることはできないのではないのかと、そう考えたときには、やはり合併したときにこうふうな形で風連では自治区ができたよ、名寄ではわずかとはいえ、全道でも高かった軽自動車税がこういうふうな一つの軽減もできたと、夢とは言いませんけれども、一つの明かりを見せるという面では最大の努力を取り組んでもいいのではなかろうかと、こう考えて発言を終わりたいと思います。

福光委員長:斉藤委員の意見としてお聞きいただいて、また改めて新市になったときに議論をしていただければと思いますが、ただ風連の皆様方にお尋ねをさせていただきますが、先程幹事長の方からは5年間の合併特例があるのだけれども、一気に6年目に1.0を1.2にするのでなくて、1年前に激変緩和と言いますか1.1に上げてというふうな説明がありましたけれども、そのことについてはご理解いただけるのでしょうか、お尋ねをさせていただきたいものと思いますけれども、私の方から。

(「なし」との声あり)

福光委員長: ご意見がないようですので、そういうこと大体出てくると思いますので。

佐藤委員:委員長、風連の佐藤です。

前回、中舘委員の方からもあったように、合併とは何ぞやということになってくるかと思うのですね、住民サイドから見ると。感覚的にやはり役所が遠くなったと、感覚的にですからね、あくまでも。実際は遠くならない仕掛けをつくるというのですから、それは心配していないのですが、それと税金も上がってしまったということではやはり、わかるのですよ、財政的にすべていい顔をすれば悪い結果に向かっていくというのはわかるのですけれども、しかし住民負担は増えたと、サービスは少なくても現行水準を保つというため

の税金を多めに徴収するということなのですから、それはよろしいのでしょうが、そこのところを、結局住民側からすると合併による良いことというのは全くないとは言いませんけれども、余りないのですよね。合併で何が変わったのと、税金が上がって感覚的に役所が遠くなったと、では何のための合併だったのだ、確かにいろいろ時代の要請もあるわけですから、それは理解はするわけですけれども、そこのところ、なかなか率直に住民サイドとして受け入れることができない部分があるのかなと思います。

では、住民負担は増えたのだけれども行政サイドはどうなのだと、いろいろな幅広い意味での行政サイドが合併によってどういうふうに変わったのだという部分で、今も斉藤委員からあったように500万、10年間で5,000万ですけれども、10年間ということは行政改革の成果も10年の間に出てくるわけですね。ですから、今の時点で500万は生み出せなくても、10年間かかって5,000万は生み出せるという考え方も当然できるわけですよね。10年かかって行政改革をやっていくわけですから、ですからそのあたり負担だけが増える、財政的には非常に安定しますしよろしいのでしょうけれども、住民側からするとよろしくない結果も言わずと知れたことなのですけれども、そういうことですよね、中舘さん。

福光委員長:中舘委員どうぞ。

中舘委員:今日、耐えるところは耐えて聞こうと思って発言を差し控えていましたけれども、今、佐藤委員の言われるように、やっぱり風連の町民のハートと言いますか、それはやっぱり、要するに負担増になったら何ぞやと、間違いなく町民の説明会なりに声なき声が大きな声になって出てくると、こんな感じをしています。今の場合は前回、町民説明でやったときには声なき声で声が出なかったのですね。一旦爆発すると大きな声になって出てくる感じがしますので、やっぱり住民負担増はなるべく避けていただきたいと、こんなふうに考えています。

それと、今幹事長さんの方から財政、それはもう十分わかりますけれども、前回の発言で悪い言葉で発言をさせていただきましたけれども、やっぱり財政当局の中で鋭意努力する必要があると思うのですね。住民負担増でなくて自分がこうこうこうやって、でも要するに収入が足りないという説明がないのですね。財政確保だけを考えて、内部の合理化というのが全然ここでも発表になっていないのですね。そうすると我々委員としては何ぞやと、もう少し努力してくださいやと、こう言いたいのですね。

ですから、やっぱりどうしても増にするのでしたら、内部をどういうことをして、どうやって、だから足りないから頼むというのなら話わかりますけれども、今の段階では、ぜひ上げることは避けていただく、こう考えています。

福光委員長:今、佐藤委員あるいは中舘委員から、或いは斉藤委員からは532万ぐらいであればというお話がありましたけれども、そのほかご意見ございませんか。いわゆる風連住民にとっては上がるということですからね。風連に合わせるとすれば名寄の住民は喜ぶでしょうし、そのあたりのところの兼ね合いがなかなか難しいところだと思うので

すけれども、他に発言ありませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長:若干、今日結論を出すのが私ちょっと難しいのかなと思ってもいるのですよね。できれば継続して、もう一度よく幹事会の中で話し合っていただくということで、今それぞれの意見が出たところを斟酌していただいて、幹事会でまた議論をしていただくということで如何でございますか。

はい、幹事長どうぞ。

今幹事長:その方向は結構なのですけれども、私ども幹事会でも決定するということには相なりません。喜ばれる合併はだれしも望んでいるところでありまして、私どももそうしたいのでありますけれども、今喜ばれて後から苦しむのでは、これまた倍になって返ってきそうな気がいたしますので、今は条理をつくして合併して、住民のサービスをどうきちっと守っていくかというところに徹していきたいと思っておりますので、その立場でいろいろな角度から今日出たご意見も含めて検討することについては、私ども検討していきますと、皆さん方もぜひ一緒に検討していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

福光委員長:この問題につきましては、今日結論が出る項目もありますけれども、今日結論を出さないで次回に継続をさせていただいて、その間、皆様方が十分話し合っていただいて、そのあたりのところの整理をしていただければと思っております。最終的にはこの委員会でどうあるべきなのかという結論を出すことが大事だろうと思いますので、そのことを幹事会なり両首長にしっかりと伝えるというふうな形にしたいと思いますので、このことについては次回にということにさせていただきたいと思います。

皆様方にお諮りをしておりました継続協議項目につきましては地方税の取扱い、このことを一つ継続という形に残して、あとは新たに審議事項となっておりました事務組織及び機構の取扱い、このことについて継続ということにさせていただきたいと思いますが、最終的にご意見ございませんね。

(「なし」との声あり)

### 4. 次回の小委員会開催について

福光委員長:それでは、今日のところはこれでとどめておいて、新たにまた次の項目に入りますね。資料の送付をまた事務局にお願いをしておきたいと思っておりますが、次回の開催ですが、皆様方のご都合もお聞きしなければなりませんが、一応月末というふうに考えております。29日ぐらいではどうでしょうか。ちょっと皆さん予定をご覧になっていただいて、29日に問題なければ、事務局も29日の方でいいですね。29予定入っている、28日でもいいのですが。幹事長は28日いるのですか。今月いっぱいは夜にということで、28日の夜6時からということで、今度は名寄市ですね。28日で決定させていただきます。

それでは、次回の開催ですけれども、9月28日6時から名寄のいつものところですね。 議題につきましては次の項目に入ると思いますが、あらかじめまた皆様方のお手元に資料 を送らせていただきたいと思います。

# 5 . その他

福光委員長:その他、何かございますか。

(「なし」との声あり)

# 6.閉 会

福光委員長:それでは、ないということでございますので、以上をもちまして第9回 の基本項目等検討小委員会を終わらせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。